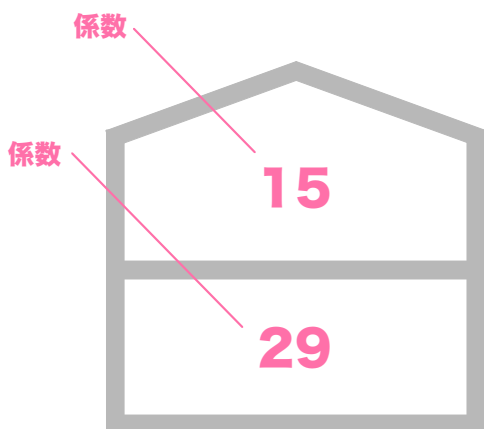


# 耐震性の重要さ



建築基準法（軽い屋根）の規定

建築基準法では  
**地震に抵抗する必要な壁の量=係数×床面積**  
 で求めます。

この求め方は全国一律で、積雪時の耐震性は考慮していません。より、安全性を高めるときは屋根の積雪を考慮した検討が必要になります。

この建物は  
コレです



「積雪1.5m 耐震等級2」だと、どのくらい強いのか

	建築基準法	積雪なし 耐震等級1	積雪なし 耐震等級2	積雪なし 耐震等級3	積雪1m 耐震等級2	積雪1.5m 耐震等級2
2階	<b>15</b> 1.0として	<b>20</b> ×1.33	<b>25</b> ×1.66	<b>30</b> ×2.00	<b>47</b> ×3.13	<b>58</b> ×3.86
1階	<b>29</b> 1.0として	<b>33</b> ×1.14	<b>42</b> ×1.45	<b>50</b> ×1.72	<b>58</b> ×2.00	<b>66</b> ×2.27
	法として 守らなければならない最低基準	→ 任意				

出典： 「ヤマベの木構造」

建物の形状により数値は変わります。今回は

$$R_f = \frac{2\text{階床面積}/55}{1\text{階床面積}/63} = 0.87$$

と、ほぼ総2階の建物として計算しました。